

国立大学法人群馬大学預り金取扱規程

令和3年4月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における預り金に関する基本的事項を定め、もって、当該事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学における預り金の取扱いについては、税金源泉徴収に関する場合若しくは別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この規程において「事務部の長」とは、事務局各部にあつては主管部長、各学部等の事務部にあつては事務部長又は事務長をいう。

2 この規程において「預り金」とは、寄宿舎寮又は学内宿泊施設等における経費の対価として学生、教職員等から受領した個人負担に係る負担金等のほか、事務部の長が本学において事務処理を行う必要があると認めるものをいう。

(管理責任者等)

第4条 事務部の長は、預り金の取扱いを開始することとなった場合、預り金を管理する者（以下「管理責任者」という。）を指名するものとする。

2 管理責任者は、預り金の出納事務を行う者（以下「出納責任者」という。）を指名するものとする。

(取扱いの開始)

第5条 事務部の長は、預り金の取扱いを開始することとなった場合、次に掲げる事項を定めた取扱要領を作成し、預り金届出書（別紙第1号様式）により出納命令役の承認を得なければならない。

- (1) 預り金名称
- (2) 預り金の目的
- (3) 管理責任者
- (4) 出納責任者
- (5) 監査方法
- (6) 預金利子及び余剰金の処理方法
- (7) その他預り金の管理に必要な事項

(事務処理)

第6条 預り金の出納及び保管については、公正明瞭な事務処理に努めなければならない。

(管理方法)

第7条 預り金は、取引金融機関に預け入れるものとする。ただし、やむを得ず現金を保管する場合は必要最小限の額とし、堅固な金庫において管理するものとする。

2 前項の取引金融機関は国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第14条に規定する銀行とし、預金口座又は貯金口座は管理責任者の名義とする。

(入出金方法)

第8条 出納責任者は、預り金の入出金をしようとするときは、その根拠となる証拠書類により管理責任者の承認を得なければならない。

(出納簿)

第9条 出納責任者は、別に定める預り金の出納簿を備え、入出金を行った都度、その取引の内容を記帳するものとする。

(月次の報告)

第10条 管理責任者は、毎月その管理する預り金の増減について預り金収支報告書(別紙第2号様式)を作成し、翌月末日までに出納命令役に報告するものとする。

2 管理責任者は、年度末における現在額について期末現金残高報告書(別紙第3号様式)を作成し、翌年度速やかに出納命令役に送付するものとする。

(預り金の廃止等)

第11条 事務部の長は、預り金の取扱いを変更又は廃止することとなった場合、預り金届出書(別紙第1号様式)により出納命令役の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日時点で財務諸表上の預り金に計上されており、第5条に定める取扱要領に当たるものが制定されている場合は、第5条の承認を得ているものとする。

年 月 日

預り金届出書

出納命令役
財務部長 殿

(主管部長, 事務部長又は事務長)

下記の預り金について, 管理を (開始・変更・廃止) するので届け出いたします。

預り金名称	
預り金の目的	
管理責任者 (所属・職名)	
出納責任者 (所属・職名)	
精算方法 (廃止の場合のみ)	

※開始又は変更の場合は, 上記預り金の取扱要領を添付すること。

年 月 日

(主管部長, 事務部長又は事務長) 殿

出納命令役
財務部長

上記の届け出について承認します。

預り金収支報告書

年 月分 預り金名称: _____

出納命令役 財務部長 殿

管理責任者 (職名・氏名)

下記のとおり報告します。

事項	前月からの繰越額 (円)	収 入		支 出		翌月への繰越額 (円)
		摘 要	金額 (円)	摘 要	金額 (円)	
合計	(預金) (現金)					(預金) (現金)

月分の決算内容については、目的に沿って適正に執行されている。

(監査担当者職名・氏名)

※収支が確認できる預金通帳及び出納簿等の写しを添付すること。

年 月 日

出納命令役
財 務 部 長 殿

管理責任者
(職名・氏名)

出納責任者
(職名・氏名)

現金残高報告書

年 月 日現在の下記預り金の現金残高は、下記のとおり相違ないことを報告します。

預り金名称： _____

残 高： 金 _____ 円

添付書類：現金出納簿の写し